

令和6年度定額減税及び給付金について

令和6年度定額減税及び給付金について

1 住民税（市民税・道民税）の定額減税

旭川市
ASAHIKAWA CITY

暮らし イベント 観光 事業者向け 施設一覧 市政情報

ホーム > 暮らし > 税金・年金・保険 > 市税 > 個人市民税 > 令和6年度市民税・道民税の定額減税

▼ ガイドナビを開く

令和6年度市民税・道民税の定額減税

情報発信元 市民税課 | 最終更新日 2024年5月15日 | ページID 079751 | 印刷

令和6年度市民税・道民税の定額減税

概要

令和6年度税制改正により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、[令和6年分所得税](#)（新しいウインドウが開きます）と令和6年度個人住民税（市民税・道民税）で定額減税が実施されることになりました。このうち令和6年度市民税・道民税の定額減税の内容は、次のとおりです。

注目情報

- [令和6年能登半島地震に伴う旭川市の対応](#)
- [還付金詐欺にご注意を](#)
- [こんなとき、あつてよかった！マイナンバーカード](#)
- [旭川市総合体育館の新しい愛称が決定しました](#)

旭川市 市民税課

☎ 0 1 6 6 - 2 5 - 5 7 8 6

令和6年度定額減税及び給付金について

2 所得税（国税）の定額減税

The screenshot shows the official website of the National Tax Agency (NTA) for the fixed amount tax reduction. The main heading is '定額減税 特設サイト' (Fixed Amount Tax Reduction Special Site). Below the heading, there is a brief introduction in Japanese: '令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。このサイトでは、定額減税について解説したパンフレット、様式など、国税庁が提供している定額減税に関する情報を入手・閲覧できます。' (With the tax system reform for the fiscal year 2024, a special deduction (fixed amount tax reduction) for income tax for the fiscal year 2024 will be implemented. On this site, you can obtain and view information about the fixed amount tax reduction provided by the NTA, such as explanatory pamphlets and forms.)

Navigation links include: ホーム (Home), 税の情報・手続・用紙 (Tax information, procedures, and forms), 刊行物等 (Publications), 法令等 (Laws and regulations), お知らせ (News), 国税庁等について (About the NTA).

The sidebar '利用者別に調べる' (Search by user type) includes:

- 個人の方 (Individuals)
- 法人の方 (Corporations)
- 源泉徴収義務者の方 (Withholding tax obligors)
 - 新着情報 (New information)
 - 税制改正等の情報 (Information on tax system reforms)
 - 年末調整に関する情報 (Information on year-end adjustment)
 - 一般的な情報 (General information)
 - 専門的な情報 (Specialized information)

・ 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

☎ 0570-02-4562

※給与支払者の所得税の源泉徴収事務のお問い合わせ

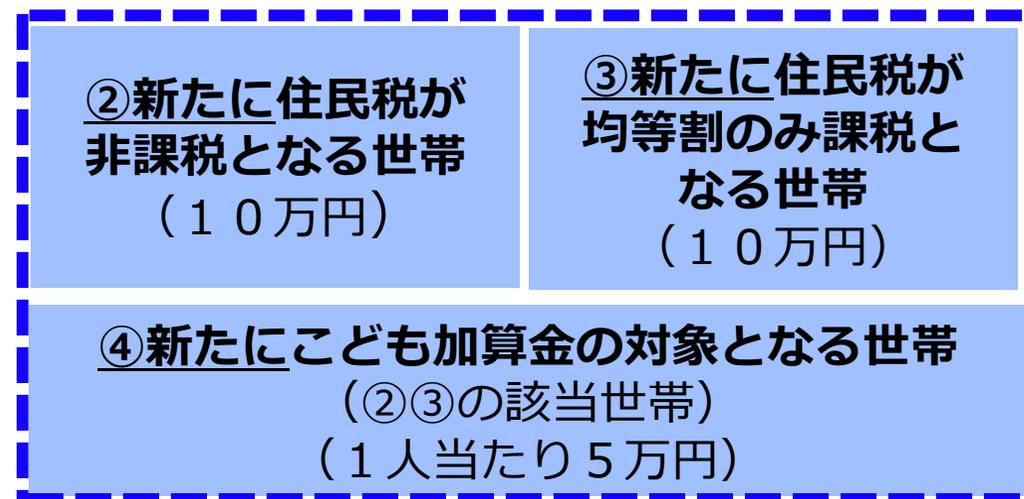
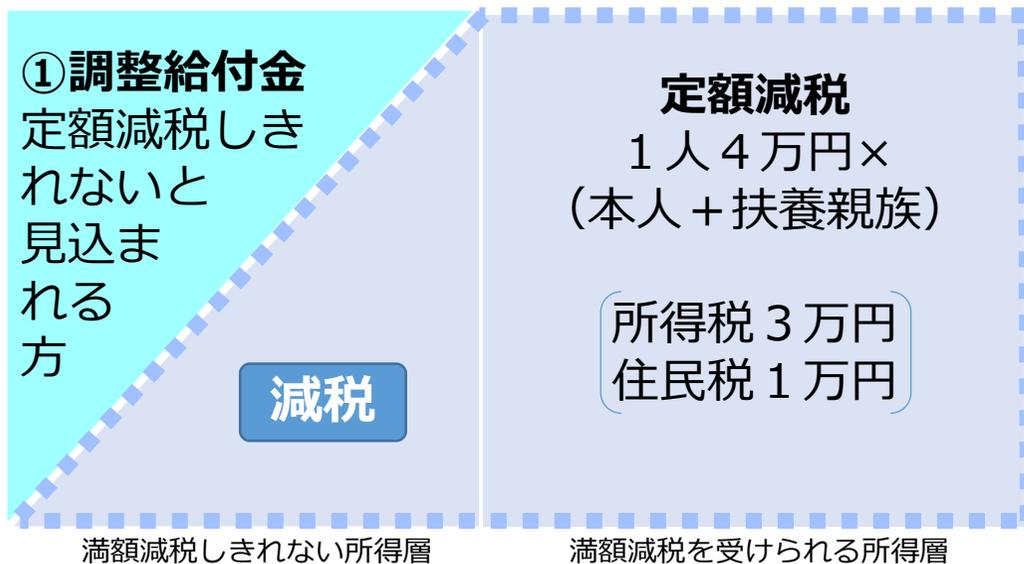
・ 国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901

※一般的な納税者からのお問い合わせ

令和6年度定額減税及び給付金について

3 給付メニュー



4 給付対象要件

- ① 定額減税可能額が「令和6年分所得税額(推計)」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
 - ② 令和6年度の世帯全員の住民税が新たに「非課税」となる世帯
 - ③ 令和6年度の世帯全員の住民税が新たに「均等割のみ課税」「均等割のみ課税と非課税」となる世帯
- ※②③について、
「令和5年度住民税非課税世帯給付金」「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金」の対象となった世帯を除く。
- ④ 上記②③の給付対象世帯のうち、**18歳以下の児童**(平成18年4月2日以降に出生した児童)がいる世帯

令和6年度定額減税及び給付金について

5 給付金受給手続き



市で振込先を
把握できる方

○ 公金受取口座等 ×

市で振込先を
把握できない方

7月1日
通知書発送

手続き不要

7月29日
一括支給

7月1日
確認書発送

要返送

随時支給



「税法上の扶養」
となっているか確
認が必要

7月1日
確認書発送

要返送

随時支給

※お急ぎの方は、7月1日から、市HPによる
「オンラインによる申請」、「ダウンロードによる申請」
及び「窓口」での申請が可能

給付金を受けるために、来庁の必要はありません

令和6年度定額減税及び給付金について

6 受付期間

令和6年 7月 1日（月）から
10月31日（木）まで（※当日消印有効）

※午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

7 問合せ先

旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル
TEL 0 1 6 6 - 7 6 - 7 4 1 5

〒070-8525

旭川市5条通9丁目左1号

ベストアメニティ旭川ビル1階